

# 第 13 回教育委員会

平成 29 年 6 月 7 日  
午後 3 時 30 分  
本庁舎屋上会議室

議 案

報告第 8 号

職員の人事について

報告第8号

## 職員の人事について

大阪市教育委員会教育長専決規則第2条第1項により、別紙調書のとおり教育長による急施専決を行ったので、同条第2項の規定に基づき報告する。

## 調 書

(平成29年6月1日付)

新補職名	補職名	職種	氏 名	備考
( 課 長 級 )				
保健所公害健康被害補償担当課長	教育委員会事務局付	事務職員	小川 芳和	転出 降任

(参考) 大阪市教育委員会教育長専決規則 (抄)

第2条 教育長は、緊急の必要があるときは、前条の規定にかかわらず、教育委員会の会議において議決すべき事項を専決することができる。

2 教育長は、前項の規定による専決を行ったときは、次の教育委員会の会議においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。